

平成 30 年愛南町告示第 4 号

愛南町環境保全推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 30 年 1 月 23 日

愛南町長 清水 雅文

愛南町環境保全推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共水域の水質保全、資源の有効活用、リサイクルの推進等を図るため、環境の保全に資する製品を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成 17 年愛南町規則第 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水質保全関連製品 海洋汚染防止洗剤わかしお各種製品、環境浄化微生物活性化資材あいあいその他 EM 菌関連製品を総称したものをいう。
- (2) EM 菌関連製品 EM 廃油石けん、EM ボカシ、EM 発酵液及び EM 活性液を総称したものをいう。
- (3) 生ごみ処理容器 コンポスト及び電気式生ごみ処理機を総称したものをいう。

(補助の内容)

第 3 条 補助の対象となる製品(以下「補助対象製品」という。)、補助金の限度額、補助率及び補助要件は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる補助対象製品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 水質保全関連製品 町内に住所又は事業所を有する者で、申請年度内に町内の事業者から 3,000 円以上購入したもの
- (2) コンポスト 町内に住所を有する者で、過去に生ごみ処理容器の購入に関し補助金の交付を受けたことがないもの。ただし、過去に補助金の交付を受けた場合であって、当該補助金の交付に関し提出した領収書に記載されている日(以下

「購入日」という。)から起算して3年以上経過しているときは、補助の対象とする。

(3) 電気式生ごみ処理機 町内に住所を有する者で、過去に生ごみ処理容器の購入に関し補助金の交付を受けたことがないもの。ただし、過去に補助金の交付を受けた場合であって、購入日から起算して5年以上経過しているときは、補助の対象とする。

(4) その他町長が特に認める製品 町内に住所を有する者
(交付の申請及び申請期間)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、愛南町環境保全推進事業補助金交付申請書(様式第1号)及び税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、水質保全関連製品を購入した者が補助金の交付申請ができる期間は、当該製品を購入した日の属する年度内とする。

(1) 水質保全関連製品を購入した場合 事業所名及び補助対象製品名が記載された領収書

(2) 生ごみ処理容器を購入する場合 購入する生ごみ処理容器の見積書等
(交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、愛南町環境保全推進事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、愛南町環境保全推進事業補助金交付請求書(様式第4号。以下「交付請求書」という。)により町長に補助金を請求しなければならない。この場合において、生ごみ処理容器の購入に係る補助金を請求するときは、交付請求書に領収書を添えて町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付の請求があったときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第8条 町長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力)

第9条 町長は、住民の環境保全に対する意識等を調査するため、補助対象者に対し、アンケート等の協力を求めることができる。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(愛南町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱及び愛南町水環境保全推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 愛南町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱(平成 16 年愛南町告示第 23 号)

(2) 愛南町水環境保全推進事業補助金交付要綱(平成 27 年愛南町告示第 23 号)

別表(第 3 条関係)

補助対象製品	限度額	補助率	補助要件
海洋汚染防止洗剤わかしお各種製品	1 年度内に 1 世帯につき 3,000 円、1 事業者につき 6,000 円	3 分の 1	町内に住所又は事業所を有する者で、町内の事業者から補助対象製品を 3,000 円以上購入したもの
環境浄化微生物活性化資材あいあい			
EM 菌関連製品			
コンポスト	3,000 円	2 分の 1	町内に住所を有する者
電気式生ごみ処理機	20,000 円		
その他町長が特に認める製品	町長が認める額	町長が認める率	